

花巻市工事費内訳書提出要領

(趣旨)

第1 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、花巻市が発注する工事の入札における工事費内訳書の提出について、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする建設工事)

第2 対象とする建設工事は、下記のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条件付一般競争入札
- (2) 指名競争入札

(工事費内訳書の提出)

第3 対象とする建設工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ工事費内訳書（別記様式）を作成し、入札書の提出時に併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

2 前第1項において、再度入札に参加する場合は、工事費内訳書の提出を省略することができる。

(審査)

第4 工事費内訳書の審査は、開札時に行うものとする。

(入札の無効)

第5 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 記名押印を欠く場合
- (2) 誤字・脱字等により意思表示が不明りょうである場合
- (3) 工事費内訳書の合計金額が入札書記載金額と異なる場合
- (4) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (5) 工事費内訳書が未提出の場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した場合

附 則

この要領は、平成27年4月9日から施行し、施行日以降に行われる公告又は指名通知に係る工事の入札から適用する。